



○長野県訓令第3号

本庁内部部局
企業局本庁
議会事務局
行政委員会事務局
監査委員事務局
警察本部

長野県庁消防規程（昭和46年長野県訓令第14号）の一部を次のように改正し、平成15年4月1日から施行します。

平成15年3月31日

長野県知事 田中康夫

第2条第4号中「政策秘書室を」を「危機管理室を」に、「政策秘書室長があらかじめ指定した主任企画員、高速道・北陸新幹線局長があらかじめ指定した高速道・北陸新幹線局次長、会計局次長」を「チームリーダー、産業活性化・雇用創出推進局長」に改め、「、免許課長及び試験課長」を削る。

管財課

○長野県訓令第4号

本庁内部部局
現地機関

長野県公印規程（昭和31年長野県訓令第29号）の一部を次のように改正し、平成15年4月1日から施行します。

平成15年3月31日

長野県知事 田中 康夫

第5条及び第11条第3項中「法規学事課長」を「文書学事課長」に改める。

別表中 「 県 印 法規学事課長 」 を 「 県 印 文書学事課長 」 に、

「 企画課長
法規学事課長 」 を 「 広報広聴チームリーダー
企画課長
文書学事課長 」 に、

「 法規学事課長
法規学事課長
法規学事課長
法規学事課長 」 を 「 文書学事課長
文書学事課長
文書学事課長
文書学事課長 」 に、

「 法規学事課長
会計局次長
会計局次長
会計局次長
会計局次長 」 を 「 文書学事課長
会計課長
会計課長
会計課長
会計課長 」 に改め、「課の長」の次に「(チームリー

ダー)」を加え、

<p>高速道・北陸新幹線局印</p>	<p>高速道・北陸新幹線局長が指定する高速道・北陸新幹線局次長</p>	<p>方 36</p>	<p>長 野 県 土 木 部 高 速 道 陸 新 幹 線 北 局</p>
<p>高速道・北陸新幹線局長印</p>	<p>高速道・北陸新幹線局長が指定する高速道・北陸新幹線局次長</p>	<p>方 27</p>	<p>長 野 県 土 木 部 道 幹 線 高 速 道 陸 新 幹 線 北 局</p>

本庁内部部局の課(室)印	本庁内部部局の課(室)長	方 36	長野県 何々部 何々課(室)
本庁内部部局の課(室・次)長印	本庁内部部局の課(室・次)長	方 21	長野県 何々部(局) 何々課(室・次) 長印
高速道・北陸新幹線局次長印	高速道・北陸新幹線局長が指定する高速道・北陸新幹線局次長	方 21	長野県 土木・線 部 高速新幹 北 陸 次 長 印 局
会計局印	会計局次長	方 39	長野県 会計局
会計局長印	会計局次長	方 24	長野県 会計局長印
会計局次長印	会計局次長	方 21	長野県 会計局次長印

を

「

本庁内部部局の課(チーム・室)印	本庁内部部局の課(室)長(チームリーダー)	方 36	長野県 何々部(局) 何々課(室) (チーム・室)
本庁内部部局の課(室)長(チームリーダー)印	本庁内部部局の課(室)長(チームリーダー)	方 21	長野県 何々部(局) 何々課(室)長 (チームリーダー) 印

」

産業活性化・雇用創出推進局印	産業活性化・雇用創出推進局長	方 36	長野県 商工部 産業活性化・雇用創出推進局
産業活性化・雇用創出推進局長印	産業活性化・雇用創出推進局長	方 23	長野県 商工部 産業活性化・雇用創出推進局長印
会計局印	会計課長	方 39	長野県 会計局
会計局長印	会計課長	方 24	長野県 会計局長印
会計局会計課長印	会計課長	方 21	長野県会計局 会計課長印

に、
会計局次長
出納員 を 会計課長
出納員 に、

課(室)現金取扱員印	本庁内部部局の 課(室・次)長	方 20	長野県 何々部(局) 何々課(室) 現金取扱員印
会計局現金取扱員印	会計局次長	方 20	長野県 会計局 現金取扱員印

を

課(チーム・室) 現金取扱員印	本庁内部部局の 課(室)長(チームリーダー)	方 20	長野県 何々部(局) 何々課(チーム・室) 現金取扱員印
会計局現金取扱員印	会計課長	方 20	長野県 会計局 現金取扱員印

に、

長野県マイクロフィルム文書証明者印	法規学事課長	を
-------------------	--------	---

「

長野県マイクロフィルム文書証明者印	文書学事課長	に改める。
-------------------	--------	-------

」

法規学事課

○長野県訓令第5号

本 庁 内 部 部 局
現 地 機 関

長野県文書規程(昭和44年長野県訓令第2号)の一部を次のように改正し、平成15年4月1日から施行します。

平成15年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

第2条第3号中「政策秘書室長、高速道・北陸新幹線局長の指定する高速道・北陸新幹線局長の次長及び会計局の次長」を「経営戦略局のチームリーダー及び産業活性化・雇用創出推進局長」に改め、同条第6号中「政策秘書室、高速道・北陸新幹線局又は会計局」を「経営戦略局のチーム及び産業活性化・雇用創出推進局」に改め、同条第7号中「(高速道・北陸新幹線局にあつては局長の指定する次長、会計局にあつては次長)」を

削る。

第5条(見出しを含む。)中「法規学事課長」を「文書学事課長」に改める。

第6条第1項中「政策秘書室、高速道・北陸新幹線局及び会計局」を「経営戦略局のチーム及び産業活性化・雇用創出推進局」に改める。

第13条及び第18条第2項中「法規学事課長」を「文書学事課長」に改める。

第21条第3項中「法規学事課長」を「政策チームリーダー及び文書学事課長」に改める。

第37条第1項、第39条第1項、第40条から第42条まで、第44条第1項、第46条第2項及び第49条第2項中「法規学事課長」を「文書学事課長」に改める。

第50条第1項中「法規学事課長」を「文書学事課長」に改め、同項第1号中「政策秘書室、高速道・北陸新幹線局及び会計局」を「経営戦略局のチーム及び産業活性化・雇用創出推進局」に改め、「、高速道・北陸新幹線局長及び会計局長」を削り、同項第4号中「政策秘書室長」を「広報広聴チームリーダー」に、「会計局の次長」を「会計課長」に改め、同条第2項及び第3項中「法規学事課長」を「文書学事課長」に改める。

第52条第3項、第53条第1項、第54条、第55条及び第56条第1項中「法規学事課長」を「文書学事課長」に改める。

別表第3の1中

政策秘書室		政
危機管理室	危機管理・消防防災課	危
企画局	企画課 地球環境室	企 企地

を

経営戦略局	広報広聴チーム 政策チーム 公共事業改革チーム 行政システム改革チーム 人事活性化チーム 財政改革チーム	広 政 公改 行 人 財
危機管理室	危機管理・消防防災課	危
企画局	企画課 企画課政策評価室 地球環境課	企 企政 地

に改め、同1の

総務部の項及び社会部の項を次のように改める。

総務部	文書学事課 職員課 管財課 税務課 市町村課 市町村課まちづくり支援室 国際課	文 職 員 管 財 課 税 務 課 市 町 村 課 市 町 村 課 ま ち づ く り 支 援 室 国 際 課
社会部	厚生課 厚生課国民健康保険室 高齢福祉課 障害福祉課 障害福祉課障害者自律支援室 青少年家庭課 人権尊重推進課 労政課	厚 生 課 厚 生 課 国 民 健 康 保 険 室 高 齢 福 祉 課 障 害 福 祉 課 障 害 福 祉 課 障 害 者 自 律 支 援 室 青 少 年 家 庭 課 人 権 尊 重 推 進 課 労 政 課

別表第3の1中

生活文化課	生	を
生活文化課 生活文化課 NPO活動推進室	生 生N	に、
産業振興課 産業活性化・雇用創出推進局 産業技術課 観光課	産振産 産技 観	を
産業技術課 産業活性化・雇用創出推進局	産技 産雇	に、
砂防課 高速道・北陸新幹線局	砂 高北	を
砂防課	砂	に、
住宅部	施設課	施
会計局	会	を

住宅部	施設課	施	に改め、同表の2中
会計局	会計課 会計課検査室	会 会検	

自然保護研究所 名古屋事務所 大阪事務所	自保 名事 大事	を
----------------------------	----------------	---

自然保護研究所	自保	に、
---------	----	----

筑北ダム建設事務所 松川ダム管理事務所	筑建 松管	を
------------------------	----------	---

松川ダム管理事務所	松管	に改める。
-----------	----	-------

別表第4中「保健所 名古屋事務所 大阪事務所」を「保健所」に改める。

様式第5号の起案用紙甲を次のように改める。

(起案用紙甲)											
起案日	年	月	日	決裁日	年	月	日	施行日	年	月	日
処理期限	年	月	日	決裁区分				浄書者印		照合者印	
分類記号			文書番号	第 号			取扱区分				
保存区分											
公開・非公開区分				非公開(公開)とする部分・理由	部 分			理 由			
公開可能時期											
件名								起案者	(何々)課	係印 (内線: 番)	
公開用件名											
<p>知 事 副知事</p> <p style="text-align: right;">課長補佐</p> <p>(何々)部長 (何々)課長 係長 係員</p>											

長 野 県

- (備考) 1 合議を要するときは、「決裁」欄の下に「合議」欄を適宜設けること。
 2 「決裁」欄及び「起案者」欄は、これにより難しい場合は、適宜改めること。

様式第7号の許認可等文書処理カード甲を次のように改める。

(許認可等文書処理カード甲)

分類 記号	保存 区分	起案日		年月日	年月日	施行日	年月日
文書番号	取扱 区分	取扱 区分	決裁日	年月日	年月日	収入証紙額 (件)	円
公開・非公開 区分	非公開(公開)とする部分・理由	公開可能時期	部長	課長	課長補佐	係長	係員
	理由						事務担当
申請 申請人 住所 氏名	年月日	処理内容					
	(件)						

- (備考)
- 1 事案により適宜改めることができること。
 - 2 「決裁」欄は、これにより難い場合は、適宜改めること。
 - 3 「取扱区分」欄は、起案用紙甲の取扱区分に準じて記入すること。

様式第11号を次のように改める。

(様式第11号) (第27条関係)

(口頭電話記録用紙)

分類 記号		保存 区分		決 裁 日	年 月 日
公開・非 公開区分		非公開(公 開)とする 部分・理由		部 分	理 由
公開可能 時 期	年 月 日				
課 長	課長補佐	係長	係員		事務担当者
相手方			区 分	年 月 日	
			接 受 日 時	午前(後) 時 分	
			接 受 者		
件 名					
公開用 件 名					
用 件					
処理伺					

(備考) 「決裁」欄は、これにより難しい場合は、適宜改めること。

法規学事課行政情報室

○長野県訓令第6号

本 庁 内 部 部 局
現 地 機 関

長野県マイクロフィルム文書管理規程（平成元年長野県訓令第15号）の一部を次のように改正し、平成15年4月1日から施行します。

平成15年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

第2条第6号中「高速道・北陸新幹線局にあつては局長の指定する次長、会計局にあつては次長」を「経営戦略局にあつてはチームリーダー、産業活性化・雇用創出推進局にあつては局長」に改める。

第3条、第4条第2号、第5条、第6条第2項及び第7条中「法規学事課長」を「文書学事課長」に改める。

第8条第1項中「法規学事課」を「文書学事課」に改め、同条第2項中「行政情報室」を削る。

第11条、第12条第1項、第14条、第15条及び第17条中「法規学事課長」を「文書学事課長」に改める。

様式第1号中「殿」を「様」に改め、「長野県総務部法規学事課長 ㊟」を「長野県総務部文書学事課長 ㊟」に改める。

様式第3号中「長野県総務部法規学事課」を「長野県総務部文書学事課」に改める。

法規学事課行政情報室

○長野県教育委員会教育長訓令第1号

事 務 局
教 育 機 関

教育長の権限に属する事務処理規程（昭和47年長野県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成15年4月1日から施行します。

平成15年3月31日

長野県教育委員会教育長

別表第2の1の(4)を次のように改める。

(4) 当該現地機関の所掌に係る庁舎その他の行政財産の管理及び庁中取締り

別表第2の1の(5)のオ中「人権同和教育啓発事業補助金交付要綱」を「人権教育啓発事業補助金交付要綱」に改め、同カ中「人権同和教育研究指定校等負担金交付要領」を「人権教育研究指定校等負担金交付要領」に改め、同キ中「人権同和教育促進事業補助金交付要綱」を「人権教育促進事業補助金交付要綱」に改め、同(5)を同(6)とし、同(4)の次に次のように加える。

(5) 当該現地機関の所掌に係る職員宿舍の管理（一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）第47条の2又は長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）第32条の2の規定により給与から当該職員宿舍の貸付料相当額を控除される者に係る貸付料の徴収事務を除く。2の(4)において同じ。）及び廃止された職員宿舍に係る財産の管理（当該現地機関の長において管理することが適当と認められるときに限る。）

別表第2の2の(4)中「管理」を「管理及び廃止された職員宿舍に係る財産の管理（当該教育機関の長において管理することが適当と認められるときに限る。）」に改める。

総務課